

安全保障貿易管理 ガイドンス [入門編]

第2.4版 | 令和7年1月



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

目次

第一章 本ガイダンスの目的

本ガイダンスの目的	3
-----------------	---

第二章 安全保障貿易管理の概要

I. 安全保障貿易管理の必要性等	4
II. 安全保障貿易管理制度の全体像	5
III. 規制の内容	6
1. 規制の概要	6
2. リスト規制	6
3. キャッチオール規制	8
IV. 輸出管理の対象	14
1. 貨物の輸出	14
2. 技術の提供	14
V. 輸出/役務取引許可申請	22
1. 許可申請手続きの流れ	22
2. 許可申請手続きと提出書類	22
VI. 輸出者等遵守基準(輸出者等が守らなければならない事項)	25
VII. 法令違反に対する罰則等	27

第三章 輸出管理の実務

I. 輸出管理の流れ	28
II. 該非判定	29
1. 該非判定の手順	29
2. 該非判定の注意点	32
III. 取引審査	34
1. 取引審査の手順	34
2. 許可を要しない特例	39
IV. 出荷管理	41
出荷管理の手順	41

第四章 輸出管理体制の構築

I. 社内管理体制等	43
1. 役割分担等	43

2. 輸出管理内部規程 (CP) の策定	46
3. 最新法令等の周知及び指導	47
4. 輸出等の業務に関わる子会社への指導等	47
5. 違反時の報告及び再発防止策	48
II. 体制維持管理のための取組み	49
1. 教育 (研修)	49
2. 監査	50
3. 文書管理	51
問い合わせ窓口	52
安全保障貿易管理ホームページ	52
別添資料	54

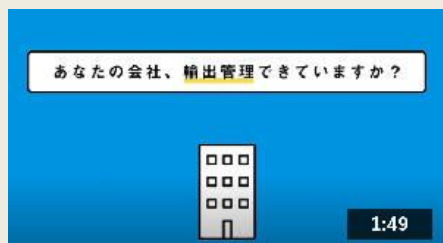


ガイダンスを読む前に動画をご覧ください [YouTube]

ガイダンスの内容をより良く理解するため、まずは以下の動画を視聴することをお勧めいたします。
以下の動画は、安全保障貿易管理制度の概要や実務について、分かり易く解説し解説しています。

動画① | 中小企業のための輸出管理【概要編】 ~外為法に違反しないために~

安全保障貿易管理の重要性について解説



視聴はこちら!



https://www.youtube.com/watch?v=hPIL2tEiCJs&list=P_LcRmz7bR5W3mqeQ2lCl58mnaVCiaByYHL&index=5

動画② | 中小企業のための輸出管理【実務編】 ~輸出管理の三本の矢~

輸出管理における重要な3つの手続 (①該非判定、②取引審査、③出荷管理) について解説



視聴はこちら!



https://www.youtube.com/watch?v=k9fsqVJaKfK&list=P_LcRmz7bR5W3mqeQ2lCl58mnaVCiaByYHL&index=1

第一章 本ガイドスの目的

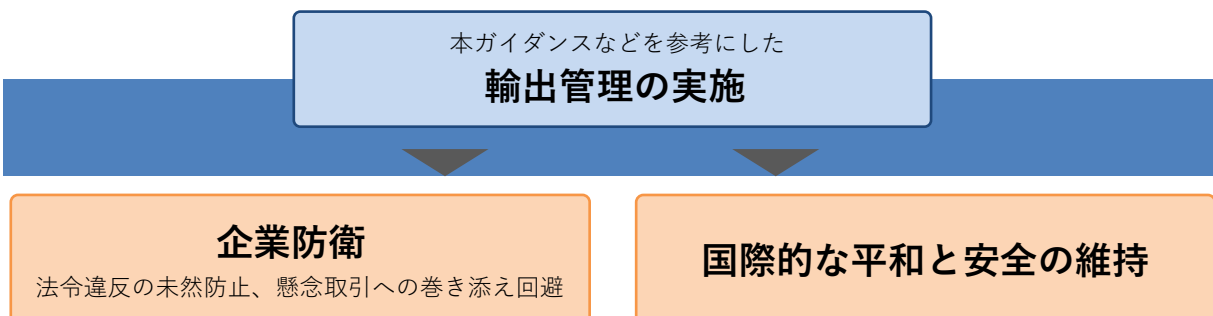
安全保障貿易管理(輸出管理)は、先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発や製造等に関与している懸念国やテロリスト等の懸念組織に渡ることを未然に防ぐため、国際的な枠組みの下、各国が協調して実施しています。

近年、安全保障環境は一層深刻になるとともに、人的交流の拡大や事業の国際化の進展等により、従来にも増して安全保障貿易管理の重要性が高まっています。大企業や大学、研究機関のみならず、中小企業も例外ではなく、業として輸出等を行う者は、法令を遵守し適切に輸出管理を行わなければなりません。輸出管理を適切に実施することにより、法令違反の未然防止はもとより、懸念取引等に巻き込まれるリスクも低減します。

しかし、多くの中小企業においては、外為法関係法令の知識不足や経営資源の問題等により、輸出管理の必要性が認識されず、社内管理において対応が進んでいないのが現状です。中小企業が輸出管理の必要性等を認識し、実際に管理体制を構築し、その定着を図るためには説明会等による普及啓発の取り組みだけでなく、限られた資源の中でも輸出管理に取り組むことが出来るよう中小企業向けの支援ツールが必要です。

本ガイドスは、これらを踏まえ、安全保障貿易管理制度の概要や輸出等に際して輸出者が実施すべきこと等をとりまとめ、社内の法令遵守体制構築に向けた取り組みを促進することを目的として策定しました。該非判定や取引審査等の手続を解説するとともに、個別ケースにおける具体的な手続きの事例や実務マニュアル、各種帳票の例等も示しています。また、法令上必須ではないものの、取り組むことにより法令遵守に高い効果が期待できる事項についても併せて解説しています。なお、令和3年11月18日の輸出者等遵守基準を定める省令等の改正及び「みなし輸出管理」の明確化に伴い(共に令和4年5月1日施行)、機微な技術等の管理が徹底されるよう、令和4年3月に本ガイドスの改訂を行いました(その後、令和4年12月6日付け「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」等の施行に伴い、本ガイドスを一部改訂)。

これから輸出管理に取り組む中小企業や既に取り組んでいる中小企業、更には中小企業以外の企業等においても、本ガイドスを参考に輸出管理を着実に実施して頂ければ幸いです。



(※)本ガイドスでは、法令等を簡略化し解説していますので、実務における判断の際は、法令等も参照の上、本ガイドスを活用していただくことを推奨します。3

第二章 安全保障貿易管理の概要

1. 安全保障貿易管理の必要性等

(1) 安全保障貿易管理の必要性

我が国を含む先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等¹の開発等を行っているような国家やテロリストに渡ること、また通常兵器を過剰に蓄積されることなどの国際的な脅威を未然に防ぐために、安全保障貿易管理が必要になります。



仮にこのような取引に自社が巻き込まれ報道等がなされれば、国内外からの批判といったことに加え、組織イメージの悪化等により業績が落ち込み、企業の存続に関わる可能性もあります。そうしたリスク回避の観点からも、安全保障貿易管理は不可欠と言えます。

(2) 安全保障貿易管理の目的

我が国を含む国際的な平和及び安全を維持すること、並びに懸念取引等に自社が巻き込まれるリスクを回避することが目的です。



(3) 手段 [国際的な枠組み]

武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国を含む国際的な平和、及び安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組(国際輸出管理レジーム)を作り、安全保障貿易管理を推進しています。



国際輸出管理レジームの概要 (2024年12月時点)

	大量破壊兵器関連			通常兵器関連
	核兵器	生物・化学兵器	ミサイル	
国際輸出管理レジーム	NSG 〔原子力供給国グループ〕	AG 〔オーストラリア・グループ〕	MTCR 〔ミサイル技術管理レジーム〕	WA 〔ワッセナー・アレジメント〕
発足年	1978年	1985年	1987年	1996年
参加国・機関	48か国	42か国及びEU	35か国	42か国

¹ 大量破壊兵器等 | 核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう。

II. 安全保障貿易管理制度の全体像

我が国の安全保障貿易管理制度は、国際輸出管理レジームでの合意を受けて、外為法を含む以下の法令等に基づき実施しています。

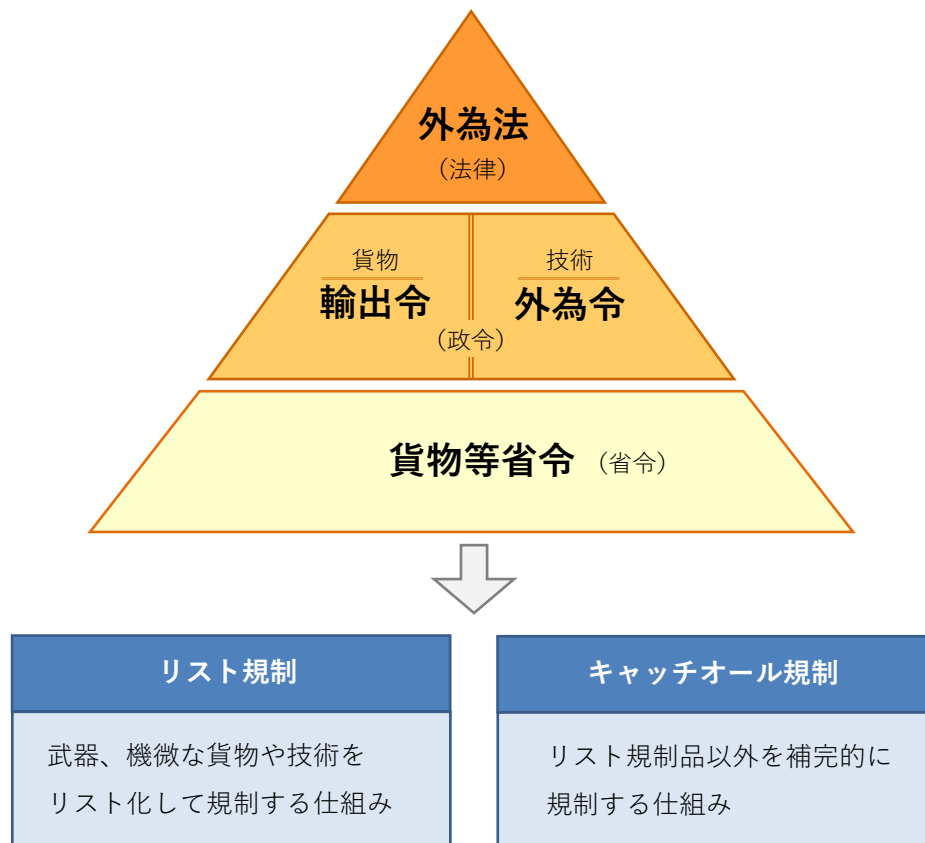
- ✚ 法律 | 外為法².....貨物の輸出と技術の提供の規制を規定
- ✚ 政令 | 輸出令³.....規制対象の貨物を規定
外為令⁴.....規制対象の技術を規定
- ✚ 省令 | 貨物等省令⁵.....規制対象の貨物や技術の機能や仕様を規定

がいためほう

外為法



外為法に基づく規制は、「リスト規制」と「キャッチオール規制」から構成されており、これらの規制に該当する貨物の輸出や技術の提供は、経済産業大臣の許可が必要になります。



² 外為法 | 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 25 条、第 48 条

³ 輸出令 | 輸出貿易管理令(昭和 24 年政令 378 号)別表第 1

⁴ 外為令 | 外国為替令(昭和 55 年政令 260 号)別表

⁵ 貨物等省令 | 輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成 3 年通商産業省令第 49 号)

Ⅲ. 規制の内容

1. 規制の概要

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等	通常兵器	
対象となるもの	政省令で定める品目 (武器、機微な貨物や技術)	リスト規制品目以外の全品目 (食品、木材等を除く。)		
対象地域	全地域	グループ A(①) を除く全地域	国連武器禁輸国・地域 (②)	一般国 (③)
許可要件	—	1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 (1) 用途要件 (2) 需要者要件	1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 (1) 用途要件	1. 経産大臣からの通知

①グループA | 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国(輸出令別表第3)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国(計 27 カ国)

②国連武器禁輸国・地域 | 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国(輸出令別表第3の2)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン(計 10 カ国)

③一般国 | 上記①及び②以外の全ての国

アイスランド、ウクライナ、エストニア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、中国、トルコ、パキスタン、マルタ、南アフリカ、ミャンマー、メキシコ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア等

2. リスト規制

国際的な合意を踏まえ、武器並びに大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを法令等でリスト化して、そのリストに該当する貨物や技術を輸出や提供する場合には、経済産業大臣の許可が必要になる制度です。



規制対象の貨物は、「輸出令・別表第1」の1項～15項、
規制対象の技術は、「外為令・別表」の1項～15項にリスト化され、
規制対象の貨物や技術の機能や仕様(スペック)は、「貨物等省令」に規定されています。

III. 規制の内容

参考 | リスト規制一覧 - 貨物 - (令和6年9月8日時点)

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目	
1 武器								
(1)	銃砲・銃砲弾等	(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	0707・UAV用構造材料	
(2)	爆発物・発射装置等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	0707・UAV用加速度計「ゼロドリフト」等	
(3)	火薬類・軍用燃料	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	0707・UAV用飛行・姿勢制御装置他	
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等	
(5)	指向性ミサイル・兵器等	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	0707・UAV用熱電池	
(6)	運動ミサイル・兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(18)	ペリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	0707・UAV発射台・支援装置	
(8)	軍用船舶等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質 ほう素10	(52)	防爆構造の容器	(21)	0707・UAV用無線遠隔測定装置他	
(9)	軍用航空機等	(20)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤 ほう素10	3 化学兵器			(22)	0707搭載用電子計算機
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤 ほう素10	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(24)	0707・UAV用A/D変換器	
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(22)	ほう素10	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	0707設計用電子計算機	
(12)	軍用探照灯・制御装置	(23)	ハフニウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(24)	リチウム	3の2 生物兵器			(26)	0707・UAV用IC・探知装置・レーザ
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化 用化学物質混合物	(25)	タンクステン	(1)	細菌製剤の原料	5 先端材料		
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(26)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品	
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(27)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル			(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(3)	芳香族ポライミド製品	
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(29)	遠心力式約合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	
2 原子力								
(1)	核燃料物質、核原料物質	(30)	ファイラメントワインディング装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(5)	チタン・チタン合金・チタン合金	
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(31)	レーザー発振器	(2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(6)	セラミック粉末	
(3)	重水素・重水素化合物	(32)	質量分析計・イオン源	(3)	推進装置等	(7)	超電導材料	
(4)	人造黒鉛	(33)	圧力計・ペロース弁	(4)	推進装置等	(8)	(削除)	
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(5)	推進装置等	(9)	潤滑剤	
(6)	リチウム同位元素分離装置等	(35)	真空ポンプ	(6)	推進装置等	(10)	潤滑剤	
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進装置等	(11)	振動防止用液体	
(8)	周波数変換器等	(36)	直流電源装置	(8)	推進装置等	(12)	冷媒用液体	
(9)	ニオブ粉・ニオブ多孔質金属	(37)	電子加速器・エックス線装置	(9)	推進装置等	(13)	セラミック粉末	
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(38)	衝撃試験機	(10)	推進装置等	(14)	セラミック複合材料	
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造装置等	(39)	高速度撮影可能なカメラ等	(11)	推進装置等	(15)	ポリアリルアクリレート・ポリアリルアクリレート他	
(11)	しごきスピニング加工機等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	推進装置等	(16)	ビスアクリレート・芳香族ポリアリルアクリレート他	
		(41)	核兵器起爆(試験)用物質	(13)	推進装置等	(17)	ふっ素化ポライミド等	
		(42)	光電子増倍管	(14)	推進装置等	(18)	ポリイミド・ポリイミド・成型品等	
		(43)	中性子発生装置	(14の2)	推進装置等	(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸アミン他	
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター					

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目	
6 材料加工								
		(20)	アルミニウム、ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等	
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛行体等	
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等	
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等	
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機			(9)	磁気計・水中電場センサー・電場勾配 計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、(15)の(10)の試験装置・ 測定装置・検査装置等	
(6)	測定装置等	9 通信			(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料	
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分・添加剤・前駆物質	
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等	
7 エレクトロニクス								
(1)	集積回路	(4)	(削除)	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	(削除)	
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等	
(3)	信号処理装置等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置			(6)	航空機輸送土木機械等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等	
(5)	超電導電磁石	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する 位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除	
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等	
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・ 製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法用 電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等	
(8)	エンコーダ又はその部分品	(7)	暗号装置等	(4の2)	水中リレー航法装置等	(11)	爆発物探知装置	
(8の2)	シリカゲルデバイス・シリカゲルモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微品目		
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9)	(削除)	12 海洋関連			(1)	無機繊維を用いた成型品
(8の4)	光変調器	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子	
(9)	サンプリングオシロスコープ	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・ 製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質	
(10)	アナログデジタル変換器	10 センサー等			(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	デジタル方式の記録装置	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置	
(12)	信号発生器	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等	
(13)	周波数分析器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器	
(14)	ネットワークアナライザー	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下の レーダー	
(15)	原子周波数標準器	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇	
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置	
(16)	半導体製造装置等	13 推進装置			(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ポリアリルアクリレート、芳香族ポリアリルアクリレート、 複合ポリアリルアクリレート
(17)	マスク・レチクル等							
(17の2)	マスク製造基材							
(18)	半導体基板							
(19)	レジスト							

3. キャッチオール規制

リスト規制に該当しない貨物や技術であっても、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、経済産業大臣の許可が必要になる制度です。

キャッチオール規制には、「大量破壊兵器等キャッチオール規制」と「通常兵器キャッチオール規制」があり、それぞれ許可が必要になる要件が異なります。



(1) 大量破壊兵器等キャッチオール規制

大量破壊兵器等の開発等⁶に用いられるおそれのある場合、許可が必要になる要件は以下のとおりです。

対象・要件		内容	
対象となるもの		リスト規制品目以外の全品目(食料品、木材等は除く。) ※特に注意 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 [☞次頁以降参照]	
対象地域		グループ A(輸出令別表第 3 の地域)を除く地域	
許可要件	インフォーム要件	経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合	
	客観要件	用途要件	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 ⁷
		需要者要件	大量破壊兵器等の開発等を行っているか又は行っていた場合、外国ユーザーリストに掲載されている場合 (輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様から、大量破壊兵器等の開発等以外に用いられることが明らかなきときは除く。) ⁸



「明らかガイドラインシート」の活用

需要者要件を確認するにあたり、大量破壊兵器等の開発等以外のために用いられることが「明らかなきとき」を判断するツールとして、別添資料「④明らかガイドラインシート」を活用することを推奨します。通常の商慣習の範囲で取引相手等から入手した文書その他の情報から、本シートのチェック項目を確認し、判断していただきます。

確認の結果、「明らかなきとき」と判断できない場合には許可申請が必要になります。

⁶ 大量破壊兵器等の開発等 | 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵

⁷ 参考省令等 | [貨物]輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(経済産業省省令第 249 号) [技術]貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等に開発等のために利用されるおそれがある場合(経済産業省告示第 759 号)

⁸ 参考省令等 | 注釈8の省令等のほか、大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について(平成 24・03・23 貿局第 1 号輸出注意事項 24 第 24 号)輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドラインを参照

参考 | 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

下図のリストに掲載されている貨物や技術は、リスト規制品目に該当しないもののうち、大量破壊兵器等の開発等（下図「懸念される用途」参照）に用いられるおそれが強い貨物例です。⁹

これらを輸出や提供する場合には、需要者等において、大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、特に慎重な審査が必要になります。

(令和4年12月6日時点)

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途	
1. リン酸トリブチル (TBP)	核兵器	25. プリプレグ製造装置	ミサイル	
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル	26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル	
3. チタン合金		27. ジャイロスコープ	ミサイル	
4. マルエージング鋼		28. ローターエンコーダ		
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管		29. 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）		
6. しごきスピニング加工機	30. クレーン車			
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル	31. 密閉式の発酵槽	生物兵器	
8. アイソスタックプレス		32. 遠心分離機		
9. フィラメントワインディング装置		33. 凍結乾燥機		
10. 周波数変換器		34. 耐食性の反応器		
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器、ミサイル	35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器	
12. 振動試験装置		36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器		
13. 遠心力釣り合い試験器		37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔		
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー		38. 耐食性の充てん用の機械		
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器	39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（UAV）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）	ミサイル、生物・化学兵器	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置		40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器		
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置		核兵器	41. N-(1-フェニル-4-ヒドロキシ)プロピオンアミド（別名フェンタール）(437-38-7), N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メキシメチル)-4-ヒドロキシ]プロピオンアミド（別名アルフェンタール）(71195-58-9), メチル-1-フェニル-4-(N-フェニルプロピオンアミド)ヒドロキシ-4-カルボキシレート（別名カルフェンタール）(59708-52-0), 1-(2-メキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオンアミド)ヒドロキシ-4-カルボニルメチルエステル（別名レミフェンタール）(132875-61-7), N-[4-(メキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ヒドロキシ]プロピオンアミド（別名スフェンタール）(56030-54-7)	化学兵器
18. 大型発電機				
19. 大型の真空ポンプ				
20. 耐放射線ロボット				
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル			
22. 放射線測定器	核兵器			
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル			
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置				

ポイント

キャッチオール規制のチェックポイント

外国ユーザーリスト掲載企業・組織に対し、これらを輸出や提供する場合には、上図おそれの強い貨物例の「懸念される用途」の種別が、外国ユーザーリスト上の懸念区分（核兵器・生物兵器・化学兵器・ミサイル）と一致するか否かのチェックを行う際にも活用できます。

	品名	懸念される用途
おそれの強い貨物例	チタン合金	核兵器、ミサイル

一致していたら
要注意！

	国名・地域名	企業名・組織名	懸念区分
外国ユーザーリスト	〇〇〇	××× CO., LTD	核 N

⁹ 根拠法令等 | 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規則に関する輸出手続等について（輸出注意事項 24 第 24 号・平成 24・03・23 貿局第1号）1-(3)-1)

参考 | 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例（シリア向けの場合）

下図のリストに掲載されている貨物や技術は、シリアを仕向地として輸出又は提供する場合、大量破壊兵器等の開発等（下図「懸念される用途」参照）に用いられるおそれの強い貨物例です。¹⁰

これらをシリア向けに輸出や提供する場合には、前頁の確認に加え、需要者等において、大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、特に慎重な審査が必要になります。

（令和4年12月6日時点）

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器	13. クロルアルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器	14. チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
3. 三塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化インプロピル(75-26-3)、インプロピルエーテル(108-20-3)、インプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、金属ナトリウム(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9) 他	化学兵器	15. ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	生物兵器	16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
5. プチリルコリンエステラーゼ、3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムブロミド（別名臭化ピリドスチグミン）(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)		17. アスベストの隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス		18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
7. バッチ式遠心分離機		19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
8. 発酵槽		20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ（11. を除く。）、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器	21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナル(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、プチリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6) 他	
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器		
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器		
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	化学兵器		

（注）3. ～5. 及び21. の()の番号は CAS 番号

（※アメリカ化学会の機関である CAS(Chemical Abstracts Service)が個々の化学物質若しくは化学物質

¹⁰ 根拠法令等 | 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規則に関する輸出手続等について（輸出注意事項 24 第 24 号・平成 24・03・23 貿局第 1 号）1-(3)-1)なお書き

参考 | 外国ユーザーリストについて

外国ユーザーリスト¹¹とは、経済産業省が大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリストです。外国ユーザーリストに掲載されている企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要になります。なお、外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新のリストを参照してください。

国/地域別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	24
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	223
インド	3
エジプト	3
北朝鮮	153
シリア	19
台湾	4
中国	101
パキスタン	101
香港	8
レバノン	9
ロシア	53
合計	706

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> Al Qaeda Islamic Salvation Foundation The Base The Group for the Preservation of the Holy Sites The Islamic Army for the Liberation of Holy Places The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders Usama Bin Laden Network Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> FOUNDATION FOR CONSTRUCTION NATION BUILDING RECONSTRUCTION FOUNDATION RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH UMMAH TAMEER I-NAU UMMAH TAMIR E-NAU UMMAH TAMIR I-NAU UMMAT TAMIR E-NAU UMMAT TAMIR-I-PAU 	核 N
}				
669	ロシア Russian Federation	"Vympel" State Engineering Design Bureau JSC named after I.I. Toropov	<ul style="list-style-type: none"> AO Gos MKB "Vympel" named for II Toropov Tactical Missile Corporation, Joint Stock Company "State Machine Building Design Bureau "Vympel" By Name I.I. Toropov" Vympel NPO 	ミサイル M
670	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	<ul style="list-style-type: none"> AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod JSC MMZ Miass Machine-Building Factory 	ミサイル M

(令和5年12月10日改正)

¹¹ 根拠法令等 | 「外国ユーザーリスト」について(20221021貿易局第1号) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>

(2) 通常兵器キャッチオール規制

通常兵器¹²の開発等¹³に用いられるおそれがある場合、許可が必要になる要件は以下のとおりです。
なお、対象地域により、許可が必要になる要件が異なります。

対象・要件		内容	
対象地域		国連武器禁輸国・地域	一般国
対象となるもの		リスト規制品目以外の全品目 (食料品、木材等は除く。)	
		※特に注意 通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例[☞次頁参照]	
許可要件	インフォーム要件	経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合	
	客観要件	用途要件	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 ¹⁴
		需要者要件	—

国連武器禁輸国・地域 | 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国(輸出令別表第3の2)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン(計 10 カ国)

一般国 | グループ A(輸出令別表第3)及び国連武器禁輸国・地域以外の全ての国

アイスランド、ウクライナ、エストニア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、中国、トルコ、パキスタン、マルタ、南アフリカ、ミャンマー、メキシコ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア等

¹² 通常兵器 | 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物

¹³ 通常兵器の開発等 | 通常兵器の開発、製造又は使用

¹⁴ 参考省令等 | [貨物]輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令(経済産業省省令第57号)
[技術]貿易関係外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用の為に利用されるおそれがある場合(経済産業省告示第187号)

III. 規制の内容

参考 | 通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

下図のリストに掲載されている貨物や技術は、リスト規制品目に該当しないもののうち、通常兵器の開発等(下図「懸念される用途」参照)に用いられるおそれが特に強い貨物例です。¹⁵

これらを輸出又は提供する場合には、需要者等において、通常兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、特に慎重な審査が必要になります。

(令和4年12月6日時点)

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器	19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	通常兵器
2. 焼結磁石		20. 重力計	
3. 2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品		21. レーダー又はその部分品	
4. 作動油として使用することができる液体であって、リン酸とクレゾールとのエステル、リン酸トリス(ジメチルフェニル)又はリン酸トリーノルマルブチルを含むもの		22. 加速度計又はその部分品	
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維		23. ジャイロ스코ープ又はその部分品	
6. 軸受又はその部分品		24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。) ハ 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)		25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは経路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	
8. 二次セル		26. 水中用のカメラ又はその附属装置	
9. 波形記憶装置		27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	
10. 電子部品実装ロボット		28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	
11. 電子計算機又はその部分品		29. ガスタービンエンジン又はその部分品	
12. 伝送通信装置又はその部分品		30. ロケット推進装置又はその部分品	
13. フェーズドアレーアンテナ		31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
14. 通信妨害装置又はその部分品		32. 航空機又はその部分品	
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を感知することができる装置		33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置		34. フラッシュ放電型のエックス線装置	
17. センサー用の光ファイバー			
18. レーザー発信器又はその部分品			

¹⁵ 根拠法令等 | 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規則に関する輸出手続等について(輸出注意事項 30 第 26 号・20181108 貿局第 2 号)1-(3)-2)

IV. 輸出管理の対象

輸出管理の対象は、『貨物の輸出』と『技術の提供』の二つです。¹⁶(有償無償は問いません。)

1. 貨物の輸出

貨物の輸出とは	貨物を本邦から外国に向けて送付すること
輸出の方法	船舶、航空機等を利用した一般的な輸送、ハンドキャリー、国際郵便(EMS)や国際宅配便(クーリエ)等を利用した送付など
具体例	製品の輸出、無償サンプルの輸出、海外出張者によるハンドキャリー、海外展示会のための一時的持出し、外国からの輸入貨物の返品など



2. 技術の提供

(1) 技術の提供の全体像

技術とは	貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報。 <ul style="list-style-type: none"> ✚ 技術データ…………… 設計図面、製造方法書、技術報告書、製品仕様書、プログラムなど ✚ 技術支援…………… 技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなど
技術の提供とは	技術を外国において提供すること、技術を居住者から非居住者又は特定類型 ¹⁷ に該当する居住者*へ提供すること(日本国内での提供も対象となりえる。)など [詳細は次頁以降参照] *「特定類型に該当する居住者」への提供については令和4年5月1日から対象となります。
提供の方法	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 輸出による提供…………… 「冊子や外部記録媒体等の送付・ハンドキャリーでの持出しなど ✚ 通信等による提供…………… メール、電話、WEB 会議システム、クラウドサービスなど ✚ 人的交流による提供…………… 海外での技術討議、非居住者への技術指導・情報の提供(国内外問わず)、特定類型に該当する居住者への技術指導・情報の提供など
具体例	USB メモリ等の持ち出し、電子メールの送付、海外での技術指導・討議、海外からの顧客との技術討議、外国人研修生への技術指導、技術開発会議など

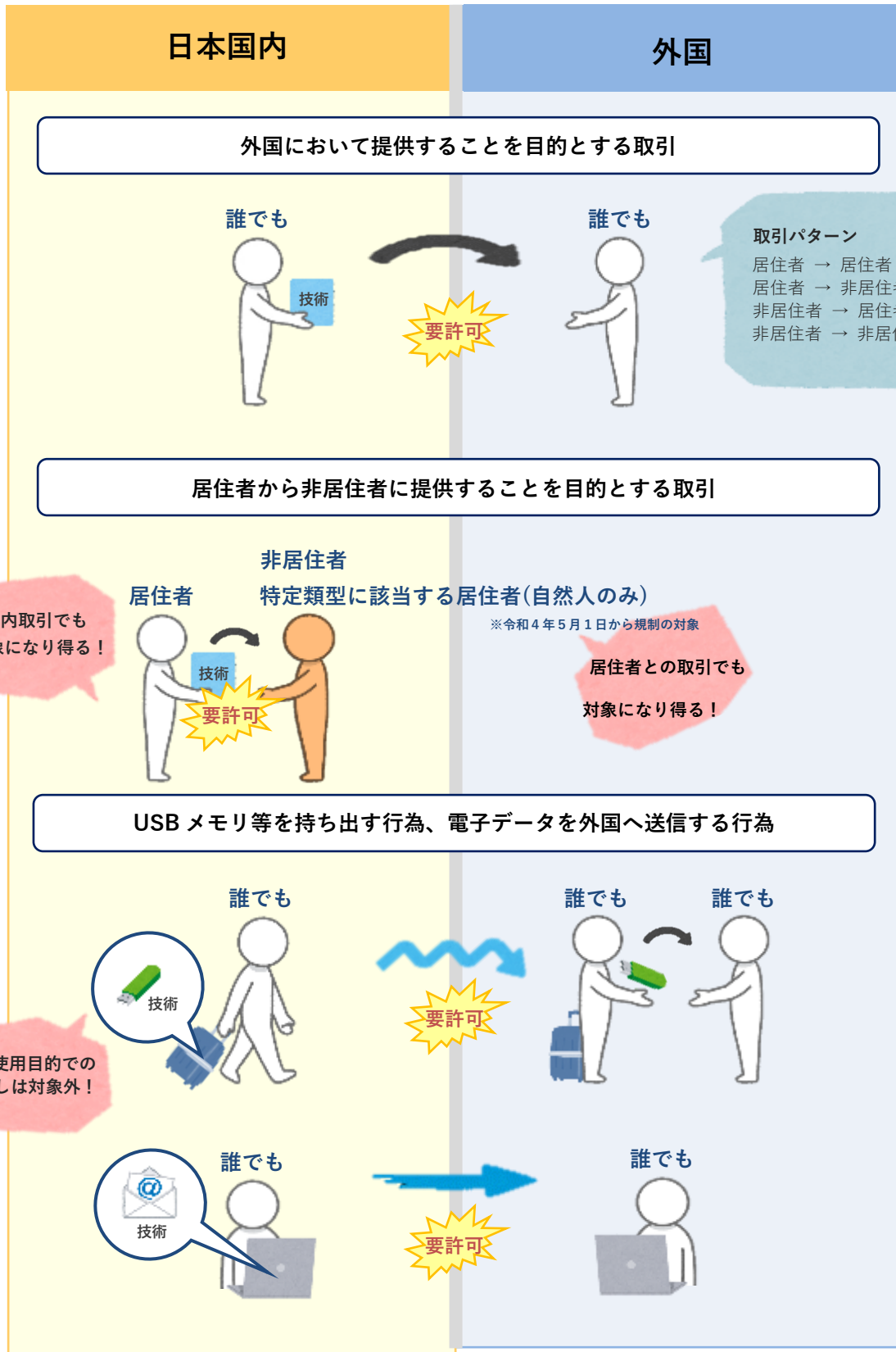


¹⁶本邦から貨物を輸出しなくても、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)についても、輸出管理の対象となり、要件に応じ、経済産業大臣の許可が必要となる場合があります。URL | <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo05.html>

¹⁷「特定類型」とは、居住者(自然人に限る。)が非居住者から強い影響を受けている状態をいいます。類型の詳細については 17 頁以降を参照してください。

参考 | 技術の提供に係る規制の概要

外為法¹⁸では、軍事転用可能な規制技術の流出を防止する観点から、規制技術について、以下の取引を行おうとする場合は、経済産業大臣の許可が必要になります。



¹⁸ 根拠法令 | 外為法第 25 条第 1 項、第 3 項

参考 | 居住者及び非居住者について

技術の提供については、規制対象の取引や行為のほか、居住者と非居住者の定義¹⁹を理解しておくことが重要です。居住者及び非居住者の定義は、下図のとおり規定されています。

	居住者	非居住者
日本人	① 我が国に居住する者 ② 日本の在外公館に勤務する者	① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③ 出国後外国に2年以上滞在している者 ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人	① 我が国にある事務所に勤務する者 ② 我が国に入国後6月以上経過している者	① 外国に居住する者 ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③ 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)
法人等	① 我が国にある日本法人等 ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 日本の在外公館	① 外国にある外国法人等 ② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所 ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

※上図によらず、アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者

注意

クラウドサービスを利用した提供技術²⁰

海外のエンジニアとプログラムの共同開発を行うときなど、「ストレージサービス」や「SaaS (Software as a Service)」等のクラウドサービスを利用して、規制技術を非居住者がアクセスできるサーバ上に保存するなどの際には、経済産業大臣の許可が必要になる場合がありますのでご注意ください。

- ✦ ストレージサービス | 電子データやインターネットを介して外部サーバに保管するサービス
- ✦ SaaS | アプリケーションプログラム等をダウンロードせずともインターネットを介して利用することができるサービス



¹⁹ 根拠法令等 | 外国為替法の解釈及び運用について(昭和 55 年 11 月 29 日付蔵国第 4672 号)

²⁰ 根拠法令等 | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成 4 年 12 月 21 日付 4 貿局第 492 号)

(2) 「みなし輸出管理」と「特定取引」

技術の提供は、15頁(参考 | 技術の提供に係る規制の概要)に記載のとおり、複数の取引形態や行為を規制の対象としております。このうち、真ん中に記載の「居住者から非居住者への技術の提供を目的とする取引」の管理を「みなし輸出管理」といいます。みなし輸出管理は、国内の技術提供であっても規制の対象となります。

このみなし輸出管理について、令和4年5月1日以降は、非居住者に対して規制技術を提供する取引だけでなく、居住者に対して規制技術を提供する取引であっても、居住者(自然人に限る。)が非居住者から強い影響を受けている状態(以下「特定類型」という。詳細は以下①参照。)に該当する場合は、当該居住者に規制技術を提供する取引は、当該非居住者に対する技術を提供する取引と事実上同一とみなして、規制の対象となります²¹。この特定類型に該当する居住者に規制技術を提供する取引のことを「特定取引」といいます。

みなし輸出管理のうち特定取引の管理を適切に実施するため、規制技術の提供に当たっては、提供するまでに、相手先が特定類型に該当するか否かを確認する必要があります。例えば、企業に雇用される従業員に対して、業務上規制技術を提供する場合についても、令和4年5月1日以降は、当該従業員の国籍を問わず、特定類型に該当するか否かの確認が必要となり、該当する場合には規制技術を提供するまでに許可申請を行う必要があります。

① 特定類型の概要

特定類型①～③の概要は以下表のとおりです。確認に当たっては、根拠法令等の原文²²を必ず確認してください。また、別添6「特定類型該当性確認のための簡易YES/NOチャート」も参考となります。

特定類型①	外国法人等又は外国政府等と雇用契約等を締結しており、当該外国法人等又は当該外国政府等の指揮命令に服する又はそれらに対して善管注意義務を負う者 但し、以下の場合は除く (イ) 当該者が日本法人と雇用契約等を締結しており、当該者又は当該日本法人が当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、指揮命令等について日本法人の指揮命令等が優先すると合意している場合 (ロ) 当該者が日本法人と雇用契約等を締結しており、かつグループ外国法人等と雇用契約等を締結している場合
特定類型②	外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者
特定類型③	国内における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

²¹ 根拠法令等 | 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付4貿局第492号)等の一部改正について(令和3年11月18日付け20211102貿局第1号輸出注意事項2021第30号)

²² 根拠法令等 | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成4年12月21日付4貿局第492号)1(3)サ①から③まで

- * グループ外国法人等：
 - ・日本法人の 50%以上の議決権を保有する外国法人等
 - ・日本法人により 50%以上の議決権を保有される外国法人等



特定類型の具体例

- 特定類型①：
 - ・外国企業と兼業している日本の企業の従業員、
 - ・外国企業の取締役等に就任している日本企業の取締役等又は従業員 など
 (外資系の日本法人は、外国企業ではない)
 ※日本企業の指揮命令権が優先すると外国企業と合意している場合や、外国企業が日本企業との間で 50%以上の資本関係にある場合には特定類型に該当しません。
- 特定類型②：
 - ・外国政府等から経済的な支援を受けている従業員
 - ・外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受けたが返済を免除され、債務履行請求権の不行使という利益を現に得ている従業員など
- 特定類型③：
 - ・外国政府からの指示で日本のある調査を依頼されている従業員 など

② 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン

規制技術の提供の相手先が特定類型に該当するか否かを判断する際の考え方は、「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン²³」にあります。これに従った確認を行えば、相手先の特定類型該当性の確認につき、通常果たすべき注意義務を果たしたものと解され、仮に相手先が特定類型該当者であったことに気づかなかったとしても、規制技術の提供に当たり許可を取得しなかったことについて無過失となり、罰則又は行政処分の対象にはなりません。

ガイドラインの概要は以下表のとおりです。

従業員については、常勤又は非常勤といった雇用形態にかかわらず、提供者である企業の指揮命令下にある者として取り扱ってください。

²³ 根拠法令等 | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成4年12月21日付4貿局第492号)別紙1-3

	受領者が提供者の 指揮命令下でない (例:雇用契約のない研究員、 インターンシップの学生等)	受領者が提供者の 指揮命令下にある (例:従業員等)	共通
特定類型① 特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかな場合 →漫然と技術提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していないと解される	以下の方法で特定類型に該当するか否かを確認している場合は、 通常果たすべき注意義務を履行している と解される <採用時> 自己申告による確認 ※改正役務通達の施行時点ですでに採用している場合は不要 <勤務時> 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認 ※就業規則において、副業行為等の利益相反行為が禁止・申告制になっている場合を含む	特定類型に該当する可能性がある と経済産業省が提供者に連絡をした場合 →漫然と技術提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していないと解される
特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかな場合 →漫然と技術提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していないと解される		

上記の採用時の自己申告による確認は、「誓約書」(別添5-1又は5-2)により確認を行います²⁴。

参照: 誓約書に関する補足

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_kigyou_besshi.pdf

副業行為を含む利益相反行為を禁止・申告制にしている内部規則の例は、モデル就業規則(令和4年11月版厚生労働省労働基準局監督課)²⁵となります。このうち、第11条と第70条の規定の内容に準じたものが内部規則で定められていれば問題ありません。

²⁴ 根拠法令等 | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成4年12月21日付4貿易局第492号)別紙1-4

²⁵ <https://www.mhlw.go.jp/content/001018385.pdf>

③ 特定類型の該当性の確認とその後の手続

特定類型の該当性の確認は、実際の規制技術の提供の前までにガイドライン(②参照)に従い、適切に行う必要があります。

当該確認は、個々の技術提供の場面ごとに個別に行うことが原則ではありますが、社内における従業員への技術提供のように、日常的に行われる技術提供への管理方法としては現実的ではない場合があります。こうした技術提供の際の外為法違反のリスクを包括的に、かつ未然に防止する観点から、従業員等の採用・受入れ時において次のような方法で特定類型該当性の確認を行うことを推奨しています。

(1) 自社で雇用する従業員について

令和4年5月1日以降に採用される従業員については、別添5-1「誓約書」等で特定類型該当性について自己申告を求めることで確認を行い、勤務期間中に特定類型に該当することとなった際には報告することを就業規則等の内部規則により担保します。同日時点で既に勤務している従業員については、就業規則等に基づき、兼業の報告等を適切に求めることで特定類型該当性の確認を行います。なお、同日以前に兼業の報告等のあった従業員については、既に得ている報告等の内容から特定類型該当性の確認を行います。

現時点で就業規則等において、副業行為を含む利益相反行為を禁止・申告制とする規定がない場合や、規定はあるものの、当該規定が適用されない従業員がいる場合は、採用時期にかかわらず、令和4年5月1日以降に別添5-2「誓約書」等で特定類型該当性について自己申告を求めることで確認を行うとともに、勤務期間中に特定類型に該当することとなった際には報告することを誓約書により担保します。

これら従業員が特定類型に該当することが確認された場合は、規制技術の提供の前までに「第三章 輸出管理の実務」に記載された手続に従い、例えば別添4「⑤取引審査票」を作成し、規制技術の提供を行うか否かの判断を行ってください。

(2) 自社で雇用しない者について

雇用契約を結ばない研修生等を受け入れる場合については、通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から特定類型該当性の確認を行い、これらの者が特定類型に該当することが確認された場合は、従業員と同様の手続を行ってください。



派遣社員の特定類型の該当性の確認について

- ・派遣社員を雇用し、他社へ派遣する派遣元企業においては、「(1) 自社で雇用する従業員」に沿った確認が必要になります。
- ・派遣社員を受け入れる派遣先企業においては、特定類型の該当性の確認を行っていただく必要はありません。



大学との間で規制技術の提供を伴う共同研究を実施する場合、事業者には以下の確認が求められます。

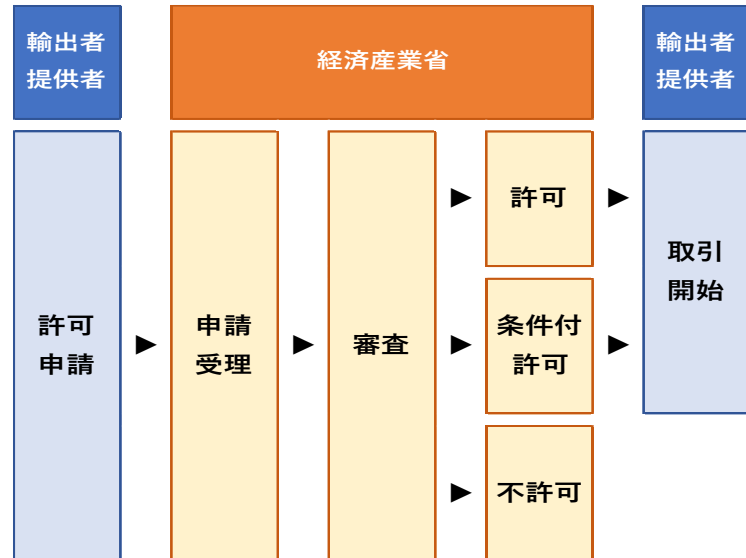
共同研究の際に通常取得することとなる契約書等の書面において、学生等の大学に雇用されない者が参加者として明記されている場合、当該書面に記載された情報から、当該学生等の特定類型該当性の確認を行ってください。当該書面から特定類型該当性が明らかでない場合は、特定類型非該当として扱うことができます。

V. 輸出/役務取引許可申請

1. 許可申請手続きの流れ

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、リスト規制又はキャッチオール規制に該当した場合には、経済産業省に許可の申請を行う必要があります。

経済産業省では、輸出者等から許可の申請を受理後、安全保障上の観点から審査を行い、「許可」、「条件付き許可」又は「不許可」を判断しています。



注意

経済産業省における審査期間は、原則として申請の受理から90日以内^(※)となっており、該当項番及び取引の状況等によって審査の期間は変わります。

なお、提出書類に不備があった場合には、書類を輸出者等が修正する期間はこの審査期間には含まれませんので、十分余裕を持って申請を行ってください。

(※) 審査期間が90日を超える場合、経済産業省から申請者に対して、事前に連絡を行います。

2. 許可申請手続きと提出書類

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が規制に該当する場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要があります。なお、許可には、「個別許可」と「包括許可」があります。

(1) 個別許可申請

個別許可申請とは、個々の契約ごとに許可の申請を行うことです。個別許可を申請する場合は、必要な書類を用意して原則電子申請(NACCS外為法関連業務)で許可申請を行います。

※ 電子申請については、「電子申請(NACCS外為法関連業務)」のホームページをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

① 提出書類と申請窓口

リスト規制該当品の輸出等の許可申請を行う場合、申請に必要な提出書類と申請窓口は、リスト規制の該当項番と仕向地によって異なります。経済産業省の安全保障貿易管理ホームページ(個別許可申請 | <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply10.html>)において、申請書類・窓口一覧表が掲載されていますので、ご確認ください。

なお、申請窓口には、経済産業省本省及び各地域の経済産業局(通商事務局又は沖縄総合事務局含む)があります。(キャッチオール規制に基づく許可申請の窓口は、経済産業省本省になります。)



【例】提出書類と申請窓口 [“3の2項(1)”該当貨物を“中華人民共和国”へ輸出する場合]

- ① 安全保障貿易管理ホームページに掲載されている「申告書類・窓口一覧(貨物)」を開きます。
- ② 一覧表から該当項番が「3の2項(1)」かつ仕向地が「中華人民共和国」を探します。
仕向地は一覧表上、地域区分で表記されているため、地域区分は「別表3 国及び地域区分の対照表」で確認する。今回の事例では、中華人民共和国は「に地域①」となる。
[地域区分 | https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shinseisho/tenpu24fy/beppyou3_tiiki.pdf]
- ③ ②で検索した結果、今回の事例では、提出書類は「D6」の書類になり、申請窓口は経済産業省(本省)になります。

申請書類・窓口一覧(貨物)

輸出令別表第1の該当項番	仕向地	提出書類	申請窓口
3の2項	い地域①	A	経済産業局
	り地域		
	は地域①	B 1	経済産業局
3の2項(1)	に地域①	D 6	本省
3の2項(2)	に地	D 5	本省

「D6」の書類とは、下記の書類となります。(ファイルをクリック)

申請様式名	通数	様式	記載書類
1 輸出許可申請書	2通		送付通知 別紙提出
2 輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容補填書	1通		記載書類(2)
3 契約書及びその写し	各1通	-	記載書類(2)
4 輸出令別表第1の記載項目との対比表等	該当貨物毎に各1通	-	記載書類(2)
5 カタログ又は仕様書等の技術資料	1通	-	記載書類(本)
6 最終需要者が当該貨物を用いた研究等を実施可能であることを示す物理的及び技術的能力に関する資料	1通	-	記載書類(2)
7 需要者等の事業内容及び存在確認に関する資料	1式	-	記載書類(2)
8 需要者等の契約書及びその写し	各1通		需要者等の契約書の記載書類

申請窓口は、
経済産業省「本省」

② 申請方法

許可申請の方法は、原則として電子申請(NACCS外為法関連業務)となります。現在、窓口あてに郵送も受けておりますが、2022年7月1日以降は、原則として電子申請のみの対応となります。

(2) 包括許可

輸出等の許可は、本来、個々の契約ごとに、安全保障面からの審査を経て判断されます。

しかし、輸出者等自身が輸出管理の体制を整備し、こうした審査機能を自主管理の下で担える場合には、個々の契約ごとに個別許可を申請することなく、一定の範囲について包括的に許可を受けることができる「包括許可制度」があります。包括許可制度としては、5種類の包括許可があり、それぞれに許可の要件等を満たす必要があります。また、特定取引においても、許可条件の範囲内において包括許可を適用することは可能です。

種類	内容
一般包括許可	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、輸出令別表第3の地域(グループ A)向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出等を包括的に許可する制度
特別一般包括許可 (特一包括)	貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、輸出令別表第3の地域を除く地域向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出等を包括的に許可する制度
特定包括許可	継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出等を包括的に許可する制度
特別返品等包括許可	本邦において使用するために輸入された輸出令別表第1の1項に該当する物(武器)又はその物に内蔵された外為令別表の1項に該当する技術(プログラム)であって、不具合による返品、修理又は異品のためだけに輸出する物や技術について一括して許可する制度
特定子会社包括許可	我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する一定の品目の輸出等について包括的に許可する制度

重要!

包括許可の適用は、包括許可の範囲や許可条件を慎重に確認・判断した上で使用することが必要です。包括許可による輸出等は、内部管理規程等に従って自主的に適切な輸出管理を行うことが前提です。包括許可証さえ持っていれば、自由に輸出が出来るとは考えないでください。

VI. 輸出者等遵守基準（輸出者等が守らなければならない事項）

業として輸出・技術提供を行う者は、輸出者等遵守基準²⁶に従って、貨物の輸出及び技術の提供を行うことが義務付けられています。

輸出者等遵守基準は、

- (1) すべての輸出者等の基準
- (2) リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等の基準

の2段階で構成されています。

(1) すべての輸出者等の基準

(2) リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等の基準

(1) すべての輸出者等の基準

- ① 輸出等を行う貨物等がリスト規制貨物・技術に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等の業務に従事する者に対し、最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

(2) リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等の基準

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。
 - ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
 - ③ 該非確認に係る手続を定めること。
 - ④ リスト規制貨物等の輸出等に当たり用途及び需要者等²⁷の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。用途及び需要者の確認に必要な情報を需要者以外から入手する場合には、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。
 - ⑤ 出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
 - ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
 - ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
 - ⑧ リスト規制貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認（指導等）を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に指導等を行うよう努めること。
 - ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
 - ⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。
- ※④のうち需要者等の確認、信頼性を高めるための手続に関する事項、⑧については、令和3年11月18日に公布された改正輸出者等遵守基準省令に基づくものであり、令和4年5月1日に施行。

²⁶ 根拠法令等 | 外為法第 55 条の 10、輸出者等遵守基準を定める省令（経済産業省令第 60 号）

²⁷ 「需要者等」とは、技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人になります（輸出者等遵守基準を定める省令（経済産業省令第 60 号）第 1 条第 2 号ニ）。

重要!

経済産業大臣は、基準に従った輸出等が行われるよう必要な指導や助言を行い、それでも違反していると認めるときは、勧告・命令を行うことができます。輸出者等は、命令に違反した場合に罰則の対象になります。²⁸

²⁸ 根拠法令等 | 外為法第 55 条の 11、第 55 条の 12 及び第 71 条

VII. 法令違反に対する罰則等

外為法では、必要な許可を取得しないで、規制対象である貨物の輸出や技術の提供を行った場合など、法令の規定に違反した場合に、「刑事罰」や「行政制裁」が科されるほか、行政指導である「警告」や「経緯書・報告書の提出」などがあります。なお、違反について自主的に経済産業省へ報告を行った場合には、処分等において考慮されることがあります。



刑事罰

- ✦ 10 年以下の懲役
- ✦ 10 億円以下の罰金(法人の場合)
- ✦ 3 千万円以下の罰金(個人の場合)

ただし、当該違反行為の目的物の価格の 5 倍が上記の罰金額を超える場合、当該価の 5 倍以下の罰金



行政制裁

- ✦ 3 年以内の、貨物の輸出や技術の提供の禁止
- ✦ 別会社の担当役員等への就任禁止



警告

経済産業省からの違反企業に対する警告(原則公表)

経緯書・報告書の提出

違反原因の究明と再発防止に重点をおいた経緯書又は報告書の提出を求める対応(原則非公表)

注意

刑事罰、行政制裁及び警告は原則公表を伴うため、企業イメージの悪化、社会的制裁など法律以外の影響も甚大になる場合があります。



重要!

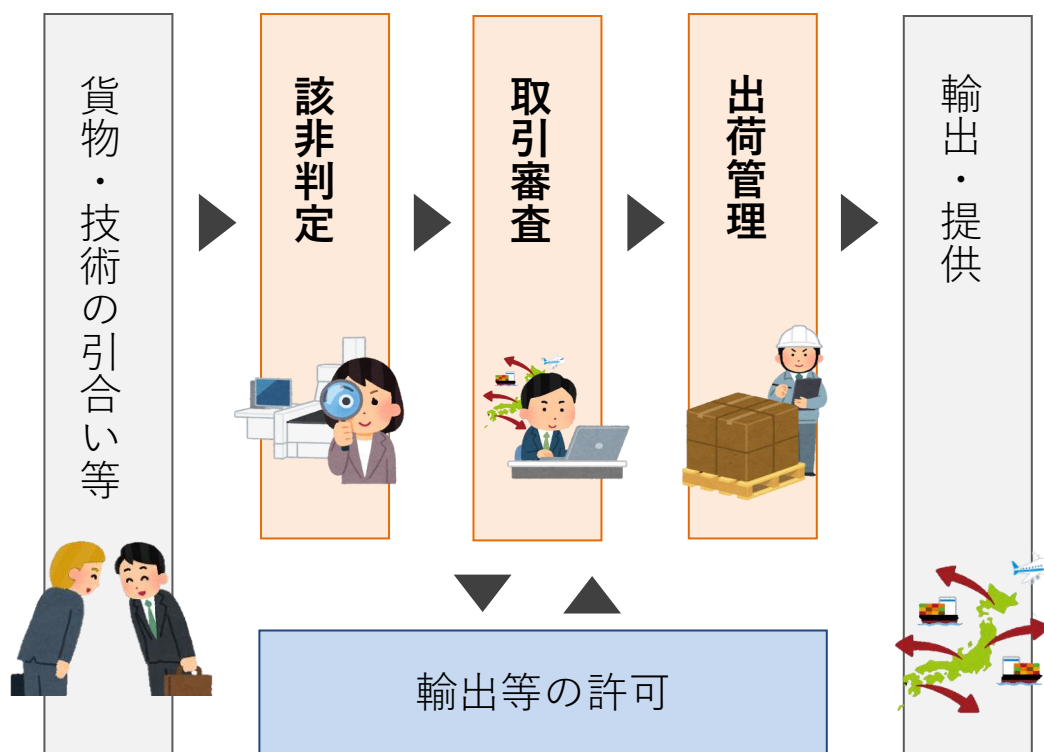
外為法違反の責任を問われるのは、貨物の輸出や技術の提供を行う者になります。例えば、メーカーが製造した貨物を商社が輸出する場合(間接輸出)であっても、法令上、貨物の輸出を行う者は商社になるため、商社が法的な責任を問われることとなります。

第三章 輸出管理の実務

1. 輸出管理の流れ

貨物の輸出や技術の提供の引合い等から、輸出や提供をするまでに、輸出管理として行わなければならない手続として、「該非判定」、「取引審査」及び「出荷管理」があり、これら3つの手続を適切に実施し、輸出や提供を行う必要があります。

- ✚ 該非判定 | 輸出や提供しようとする貨物や技術が、リスト規制に該当するか否かを判定すること
- ✚ 取引審査 | 貨物や技術の用途と需要者等について確認するなどし、取引を行うか否かを判断すること
- ✚ 出荷管理 | 貨物の出荷や技術の提供前に、同一性の確認及び許可証の有無の確認を行うこと



重要!

輸出管理の『三本の矢』

「該非判定」、「取引審査」及び「出荷管理」の手続は、全てを実施することで、輸出管理の効果を発揮する、言わば『三本の矢』です。

これら3つの手続については、全てを忘れずに行う必要があります。



II. 該非判定

該非判定とは、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、リスト規制に該当するか否かを判定する手続です。

該非判定の結果、貨物や技術がリスト規制に該当した場合は、原則として経済産業大臣の許可が必要になります。

該非判定や法令解釈等に疑問がありましたら経済産業省にお問合せください。

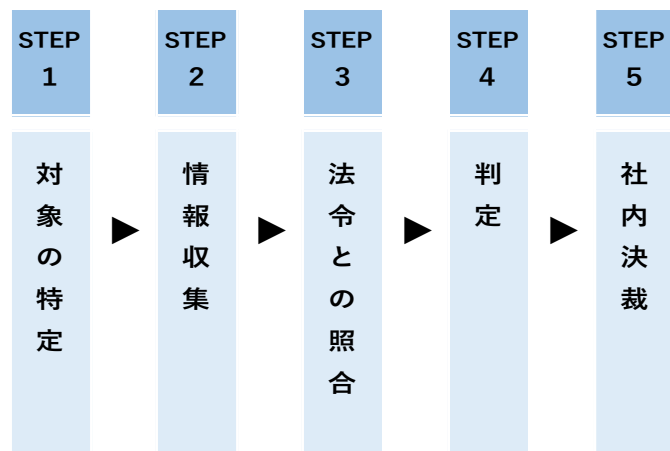


1. 該非判定の手順

該非判定の手順としては、まず判定を行う対象（貨物・技術）を特定し、次に該非判定に必要な情報を収集します。

判定対象になる貨物・技術の具体的な内容や法令の規定等を確認した上で、貨物等に詳しい知見を有する者等が該非判定を実施します。

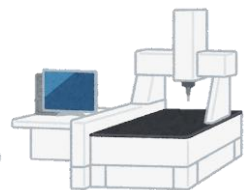
その後、責任者の判断を仰ぎ組織として決定します。



STEP 1 | 該非判定を行う対象（貨物・技術）を特定する。

該非判定の対象は、「輸出しようとする貨物」や「提供しようとする技術」です。
例えば、海外から「〇〇を分析する装置」の引合いを受けた場合は、同装置及び内蔵プログラム・仕様書等が「輸出しようとする貨物・技術」になり、該非判定の対象になります。



特定!



STEP 2 | 該非判定を行うために必要な情報を収集する。

該非判定を行う対象が法令に定められている品目に該当するか判定するため、貨物や技術の内容、スペックの分かるものを準備します。

(例 | カタログや製品説明書、仕様書等)

-  自社製品 | 貨物等に詳しい知見を有する設計や製造担当者等に確認
-  他社製品 | ホームページからカタログ等をダウンロード、メーカーや代理店から情報(該非判定書含む)を入手



収集!

STEP 3 | 該非判定の対象を法令と照合する。(マトリクス表の活用)

本ガイドラインでは、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページに掲載している「貨物・技術の合体マトリクス表」²⁹を用いて照合する方法を解説します。³⁰

マトリクス表とは、規制されている貨物や技術を規定している、法令等を Microsoft Office Excel (以下「Excel」という。)を使用し、一覧表にまとめたものです。



照合!

Excel の検索機能を活用し、マトリクス表から該非判定の対象の名称、関連する用語及び類義語等で幅広く検索し、ヒットするか確認します。

(※) 法令等に記載の名称は、一般に使用されている名称と異なる場合があるので、注意が必要です。

チェック

マトリクス表での検索方法

下図の①から⑤の作業を実施し、検索をしてください。

① 「検索と選択」をクリック

② 検索するキーワードを入力

③ 検索場所 | 「ブック」を選択

④ 検索方向 | 「列」を選択

⑤ 「すべて検索」をクリック

²⁹貨物・技術の合体マトリクス表 | 経済産業省安全保障貿易管理ホームページからダウンロードをして活用ください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

³⁰マトリクス表以外の主な照合ツール | 輸出令別表第1・外為令別表用語索引集(発行:日本機械輸出組合)

STEP 4 | リスト規制に該当するか判定する。（「マトリクス表」の活用）

マトリクス表において検索のキーワードがヒットした場合は、STEP2で準備した「貨物・技術の情報」が、マトリクス表に記載されている機能や仕様、用語の解釈に合致するか等を確認します。



機能や仕様には、大きさや容量、材質など詳細に規定されていますので、カタログ等に記載されている情報と照らし合わせます。

この結果、合致した場合には、リスト規制に該当と判定されます。³¹

判定!



検索のキーワードでヒットしないなど法令で規定する品目に該当しない場合、ヒットしたものの仕様等に合致しない等の場合には、リスト規制に非該当と判定されます。

STEP 5 | 該非判定結果について社内の決裁を得て組織として決定する。

該非判定結果をもとに別添資料「①該非判定書」を作成し、該非判定に関する責任者の決裁を得ます。

責任者は、判定根拠資料を基に、該非判定の対象に誤りがないか、該非判定の対象が法令で規定する内容に合致するか、最新法令に基づき該非判定が行われているか等を確認し決裁を行います。



重要!

該非責任者の選任

輸出者等遵守基準に従って、輸出等を行う貨物等がリスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定める義務があります。

ポイント

該非判定の効率化

一度該非判定をしたものは、それ以降にリスト規制に係る関係法令の改正が行われない限り、原則として、再度該非判定を行う必要はありません。判定結果や判定の根拠等を一覧表（法令改正時は見直しが必要）に整理し管理することが有効です。

³¹ マトリクス表以外の主な判定ツール | 項目別対比表(発行:CISTEC)、パラメータシート(発行:CISTEC) など

2. 該非判定の注意点

注意 1 | 該非判定は最新の法令で判定を行ってください。

リスト規制の品目は、原則として、毎年改正が行われますので、必ず最新の法令を確認して該非判定を行ってください。

最新法令は、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページ³²で確認ができます。

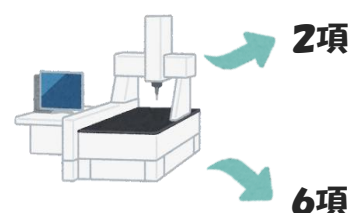


注意 2 | 一つの貨物や技術で、複数項目によって規制される場合があります。

工作機械や炭素繊維等のように複数の項目で規制されている場合があります。

該非判定に当たっては、見落としがないように注意して確認してください。

例えば、工作機械は核兵器関連(2項)と通常兵器関連(6項)によって規制されており、各項に対応する機能や仕様と照らし、該非判定を行うことが必要です。



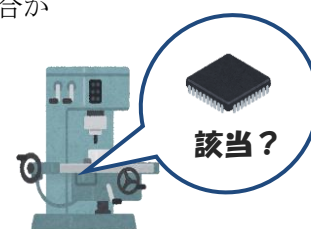
ポイント

見落としなく確認する方法

マトリクス表(Excel)の検索機能を使って確認すると、複数の項番で規制されている場合でも確認することができます(ヒット件数が複数表示されます)。

注意 3 | 部分品、附属品にも注意が必要です。

リスト規制の品目は、装置全体だけではなく、部分品や附属品も対象になる場合があります。部分品や附属品の輸出であっても、該非判定を行ってリスト規制に該当するか確認してください。



ポイント

部分品や附属品を確認する方法

リスト規制の品目は、法令上「ポンプ又はその部分品」や「伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品」等のように規定しています。該非判定を行うには、判定対象のものが何の部分品・附属品なのかを確認し、その元となる製品等の名称(ポンプや伝送通信装置等)をキーワードとして検索し確認します。

³² 経済産業省安全保障貿易管理ホームページ(改正情報) | <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html#003>

注意 4 | 法令等に記載の名称は一般に使用されている名称と異なる場合があります。

例えば、「GPS」は『衛星航法システムからの電波を受信する装置』と法令等に規定するなど、一般に使用されている名称と法令での名称が異なる場合があります。マトリクス表の検索機能を使用する場合は、一般名称や専門用語等で検索するほか、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページに掲載されている「読み替えが必要な用語(例)」³³も参考にして確認を行ってください。



注意 5 | 購入品の場合の該非判定は、自社でも確認してください。

他社製品を購入した場合は、メーカーや販売代理店等から該非判定書を入手し、

- ✚ 該非判定対象貨物等の名称、型式等が輸出貨物等と合致しているか
- ✚ 判定結果、判定理由が明確で妥当な内容か、最新法令で確認しているか等

改めて該非判定を行ってください。



重要!

外為法上の責任は、基本的には輸出者等が負う!

メーカー等の該非判定書に誤りがあり、リスト規制に「該当」のものを「非該当」と判定し輸出した場合、外為法違反の責任を問われるのは、貨物の輸出等を行う者になりますので、必ず自社で再確認してください。

³³ 読み替えが必要な用語(例) | http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

Ⅲ. 取引審査

取引審査とは、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術の用途、需要者等の事業内容等から、安全保障上の懸念がないことを確認し、取引を行うか否か判断する手続です。

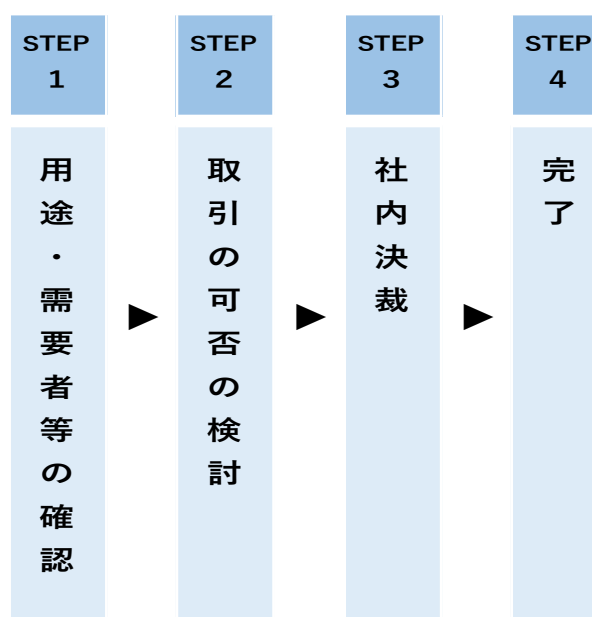
取引審査の判断に迷うような場合は、経済産業省にご相談ください。



1. 取引審査の手順

取引審査の手順は、まず需要者等から入手した情報により、用途及び需要者等³⁴を確認し、取引における安全保障上の懸念の有無を確認します。そして、確認した用途と需要者等をもとに、当該取引を行うか否か検討し、社内決裁を行います。³⁵

また、取引審査においては、輸出又は技術提供を行う場合に、経済産業大臣の許可が必要かについても確認します。



ポイント

技術の提供に関する取引審査を行う場合、特定取引(17頁参照)に関して適切な取引審査をするため、従業員等を受け入れる際等において、事前に相手が特定類型に該当するか否かを把握しておく必要があります。

ポイント

取引審査を実施する上で必要になる該非判定、特定類型の該当性の確認、用途・需要者等確認を適切かつ効率的に行うために、帳票類を定めて判定・審査することが有効です。

(帳票 | 「①該非判定書」「②用途チェックリスト」「③需要者チェックリスト」

「④明らかガイドラインシート」「⑤取引審査票」)



³⁴ 「特定取引」(17頁参照)については、居住者が強い影響を受けている非居住者を需要者として確認します。

³⁵ 輸出しようとする貨物や提供しようとする技術がリスト規制に非該当であって、仕向地がグループ A(輸出令別表第3の地域)の場合は、外為法上の規制の対象外になります。

STEP 1 | 用途・需要者等を確認する

用途確認又は需要者等確認のどちらを先に行っても構いません。

また、用途・需要者等の確認は、キャッチオール規制の要件となっているほか、リスト規制に該当する場合には、許可申請の段階で「取引審査のポイント」(後述)を参考にした詳細の確認をしなければならない事項になります。

(1) 用途の確認

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術の用途を、契約書、取引相手からのメールや入手した文書等をもとに確認します。契約書等に用途の記載がない等のときは、取引相手に問い合わせください。

また、貨物や技術の用途が需要者等の事業内容と整合しているか、軍事等の懸念用途に転用されるおそれはないかなどをチェックし、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか等の安全保障上の懸念がないことを確認します。

**(2) 需要者等の確認**

経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」や需要者等のホームページ等の会社情報をもとに、大量破壊兵器等の開発等を行っている又は行ったことがあるか、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるかなどの観点から需要者等の概要を確認します。

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、上記で確認した用途のほかに、軍事等の他の用途への転用のおそれがあるときは、需要者等の取引先情報、資本関係等も確認すると良いでしょう。

(例 | ラジコン用モーターの場合、軍用ドローンに使用されるおそれがないか等)

**重要!****リスト規制貨物・技術の用途・需要者情報の信頼性向上**

輸出者等遵守基準に基づき、令和4年5月1日より、リスト規制該当品の用途及び需要者の情報を需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、手続に従って用途及び需要者の確認を行うことが求められます。

情報の信頼性を高めるための手続の具体的内容（例）

信頼性を高めるための手続の具体的な内容例としては、以下の項目が考えられます。輸出等を行うとしているリスト規制貨物等の取引量や性質、仕向地等も踏まえて、これらの項目を参考に実施してください。

- ★ 公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）
- ★ 輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認
- ★ 直接訪ねる機会があれば、当該機会を活用した需要者からのヒアリング
- ★ 軍事転用や不正転売等の重要な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと 等

STEP 2 | 取引を行うか否かを検討する。

用途・需要者等の確認をもとに、安全保障上の懸念がないか、経済産業大臣の許可の必要性などを確認し、当該取引を行うか否かを検討します。



ポイント

取引審査のポイント

経済産業省では、以下の基準^{36,37}により輸出許可等の審査を行っています。
これらの基準を参考に取引審査を行ってください。

① 貨物・技術が需要者に到達することの確実性

需要者に貨物や技術が到達することが確実か、第三者に渡ってしまう可能性がないか等を確認

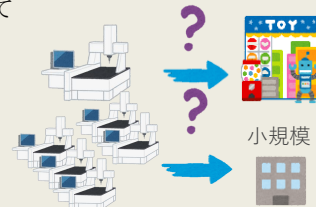
- ✦ 契約は需要者までつながっているのか
- ✦ 輸送経路において、不自然な輸送経路を要求されたりしていないか
- ✦ 取引経路に懸念国はないか 等



② 需要者が貨物・技術を使用することの確実性

需要者が貨物や技術を使用することが確実か、別の者が貨物や技術を使用する可能性がないか等を確認

- ✦ 輸出する貨物や提供する技術と需要者の事業内容や技術レベルから見て整合性があるのか
- ✦ 貨物の用途と需要者の事業内容が一致しているか
- ✦ 出荷数量において、需要者の事業規模に比べて過剰に多量の要求となっていないか 等



③ 貨物・技術が懸念用途に使用されないことの確実性

貨物や技術が軍사용途等の懸念用途に転用される可能性がないか等を確認

- ✦ 需要者は軍事関連企業と取引があるか
- ✦ 需要者は軍事品を扱っているか
- ✦ 需要者は軍からの資金提供があるか 等



④ 貨物・技術が適正に管理されることの確実性

貨物の設置場所や貨物・技術の管理方法等により、貨物・技術が需要者によって適正に管理されることを確認

- ✦ 貨物はどこに設置するのか、設置場所や使用場所は確定しているか
- ✦ 部外者の侵入を制限するなど貨物・技術の管理方法は適切か 等



³⁶ 根拠法令等 | 輸出貿易管理令の運用について(輸出注意事項 62 第 11 号・62 貿局第 322 号)

³⁷ 根拠法令等 | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成 4 年 12 月 21 日付 4 貿局第 492 号)

ポイント

経済産業大臣の許可が必要か否か、該非判定結果に応じて、以下の点を確認してください。

該非判定結果	確認事項
該当	許可を要しない特例が適用できるか確認します。 適用できない場合は、経済産業大臣の許可が必要になります。
非該当	以下の場合、経済産業大臣の許可が必要になります。 [1] 経済産業省から許可申請をすべき旨の通知を受けたとき [2] 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとき [3] 通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとき (国連武器禁輸国・地域向けの場合)

STEP 3 | 取引審査について社内の決裁を得て組織として決定する。

取引を行うか否かの判断は、「⑤取引審査票」を作成し、取引審査に関する責任者の決裁を得て行います。
責任者は、取引審査のポイントも参考にして、安全保障上の懸念がないか等を確認し決裁を行います。特に海外子会社等を通じた引合いについては、需要者等や用途に懸念すべき点がないか等を慎重に確認してください。



STEP 4 | 取引審査の完了（経済産業省への許可申請）

取引審査の結果、輸出等の許可が必要な場合には、経済産業省に許可申請を行い、貨物の輸出・技術の提供の前までに必ず経済産業大臣の許可を取得しておく必要があります。輸出/役務取引許可申請の方法は、第二章 V. を参照してください。



2. 許可を要しない特例

リスト規制に該当している場合は、原則、輸出等の許可が必要になりますが、特例として輸出令第4条又は貿易外省令第9条等の規定に基づき、輸出等の許可が不要になる場合があります。

ただし、特例の適用を誤ると、無許可輸出等の法令違反になりますので、組織として責任をもって判断することが重要です。

(1) 主な貨物の特例

種類	内容																					
無償特例 〔輸出令第4条第1項第二号〕 <small>38</small>	<p>① 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本から輸出された貨物で、日本において修理された後、再輸出されるもの ・日本において開催された博覧会等に外国から出品された貨物で、博覧会の終了後、返送されるもの ・他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸入した貨物で、輸入した後、返送のため輸出するもの <p>② 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸出する貨物で、輸出した後、輸入すべきもの ※ 海外の博覧会等に出品する為に輸出する貨物は、博覧会終了後日本に返品されるものであっても、特例は適用されません。 ※ 海外から購入したものを不具合等の理由で、海外メーカーに返品する場合も輸出の許可が必要です。 																					
少額特例 〔輸出令第4条第1項第四号〕	<p>リスト規制貨物が、下表の②、③又は⑤に該当する場合、輸出許可が不要になる場合があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #D3D3D3;">No.</th> <th style="background-color: #D3D3D3;">貨物区分</th> <th style="background-color: #D3D3D3;">適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>輸出令別表第1の1項～4項貨物</td> <td>適用されない</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>輸出令別表第1の5項～13項貨物のうち下記③以外</td> <td>100万円以下</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物(別表第3の3告示)</td> <td>5万円以下</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>輸出令別表第1の14項貨物</td> <td>適用されない</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>輸出令別表第1の15項貨物</td> <td>5万円以下</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>輸出令別表第1の16項貨物</td> <td>適用されない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用額は契約の総額で、船積み回数にかかわらず、契約書記載のリスト規制貨物の該当項番の括弧ごとの総額に基づいて判断されます。</p> <p>※ 輸出令別表第3の地域以外の場合は、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合は、適用されません。</p> <p>※ 仕向地が、北朝鮮、イラン、イラクの場合は、適用されません。</p>	No.	貨物区分	適用額	①	輸出令別表第1の1項～4項貨物	適用されない	②	輸出令別表第1の5項～13項貨物のうち下記③以外	100万円以下	③	輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物(別表第3の3告示)	5万円以下	④	輸出令別表第1の14項貨物	適用されない	⑤	輸出令別表第1の15項貨物	5万円以下	⑥	輸出令別表第1の16項貨物	適用されない
No.	貨物区分	適用額																				
①	輸出令別表第1の1項～4項貨物	適用されない																				
②	輸出令別表第1の5項～13項貨物のうち下記③以外	100万円以下																				
③	輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物(別表第3の3告示)	5万円以下																				
④	輸出令別表第1の14項貨物	適用されない																				
⑤	輸出令別表第1の15項貨物	5万円以下																				
⑥	輸出令別表第1の16項貨物	適用されない																				

³⁸ 根拠法令等 | 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物(通商産業省告示第746号)

(2) 主な技術の特例（貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項）

種類	内容
公知の技術 (第2項第九号)	新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引等
基礎科学分野の研究活動 (第2項第十号)	基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
工業所有権の出願又は登録 (第2項第十一号)	工業所有権の出願又は登録のために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引
貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術 (第2項第十二号)	貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術(プログラム及び告示 ³⁹ で定めるものを除く)であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該貨物の需要者等に対して提供する取引
プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術 (第2項第十三号)	プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術(プログラム及び告示で定めるものを除く)であって、当該プログラムのインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該取引の相手方等に対して提供する取引
市販のプログラム (第2項第十四号)	設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引 (技術の提供地等が輸出令別表第3の地域以外のときには、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合などは、適用されません。)

(※)実務において、上図の特例の適用可否の判断の際には、必ず法令等を参照してください。

³⁹ 根拠法令等 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物(経済産業告示第307号 平成21年10月16日)

IV. 出荷管理

出荷管理とは、法令で規制されている貨物や技術の誤出荷等を防止するため、輸出や提供を行う前に、同一性等の確認を行う手続です。

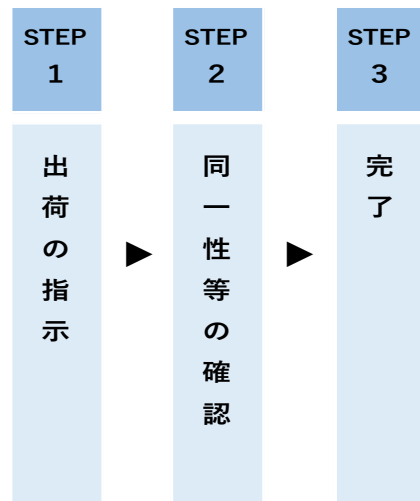
出荷管理は、無許可輸出等の違反を未然に防止するための最終関門になります。



出荷管理の手順

出荷管理の手順としては、まず取引審査等の一連の手続きが終了したことを出荷担当者・技術提供者に連絡し出荷を指示するとともに、必要な情報等を伝達します。

その上で出荷担当者・技術提供者が貨物等の同一性等の確認を行います。



STEP 1 | 出荷担当者に出荷を指示

該非判定及び取引審査が終了し、輸出許可等が必要な場合には輸出許可証等を取得後に、これらの手続きが完了したことを出荷担当者等に連絡し、出荷を指示します。



ポイント

出荷担当者等に必要な情報等を伝達

適切に出荷管理の確認を行うためには、出荷担当者等に対し、出荷確認に必要な情報(該非判定及び取引審査の結果等)を伝達(共有)できていなければなりません。

(必要な情報 | 該非判定書・取引審査票・輸出許可証・インボイス等の輸出管理関連書類等)



STEP 2 | 出荷貨物の同一性等を確認

出荷担当者等は、出荷指示を受けた後、以下の確認を行います。

- ✚ 該非判定と取引審査が終了しているか
- ✚ 輸出許可等が必要な場合は、輸出許可証等を取得しているか
- ✚ 出荷する貨物や提供する技術が、該非判定や取引審査を行った貨物等と同一であるか
- ✚ 輸出許可等を取得した場合には、許可を取得したものと出荷する貨物等が同一であるか



ポイント

出荷の指示は、出荷情報等の伝達、同一性確認等を含め、「⑥出荷チェックリスト」等の帳票類を用いて行うことが有効です。

STEP 3 | 出荷管理の完了

STEP2の確認後、貨物等を出荷することが出来ます。

出荷が完了しましたら、関係部署へ連絡も忘れずに行ってください。



重要!

通関業者への輸出通関手続の依頼

貨物を輸出する場合、通関業者に対し輸出通関手続を依頼することになりますが、その際は、関係書類の送付と併せて、手続ミス防止の観点から、必要な情報の伝達も確実に行ってください。

【送付書類】 輸出許可証(包括許可含む)など

【伝達内容】 輸出許可証取得の有無(包括許可含む)、特例適用の有無

第四章 輸出管理体制の構築

輸出者等は、輸出者等遵守基準(第二章 IV. を参照)に基づき輸出管理を行う必要があります。ここでは、輸出者等遵守基準に記載の内容も踏まえつつ、輸出者が適切に輸出管理をするために必要と考えられる組織内部の輸出管理体制の具体的な内容について説明します。

1. 社内管理体制等

1. 役割分担等

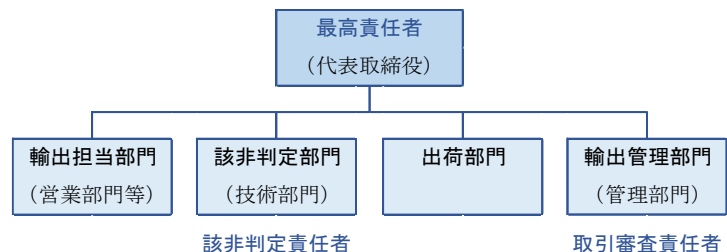
輸出管理を適切に実施するためには、組織的に輸出管理を行う仕組みを作り上げることが有効です。特に担当者等のうっかりミスや手続忘れ等をダブルチェックできる体制など、輸出管理を適切に実施するための仕組みは、社内における輸出管理体制(業務分担・責任範囲)を定める等により整備しましょう。⁴⁰ なお、輸出管理体制については、企業における業態や企業規模、従業員数等の各社の実情に応じて、輸出管理に係る各部門(又は担当者)の役割等を定めます。(本項は企業における一般的なケースを説明しています。)

重要!

輸出管理体制構築のためには、経営トップ以下が輸出管理の必要性等を理解した上で、その主導の下、企業全体で取り組んでいくことが重要です。

(1) 輸出管理体制図等

輸出管理を実施する上で必要になる、該非判定、取引審査、出荷管理を実施する部門及び責任者を体制図や一覧表(別添資料「⑦担当部門及び責任者一覧」参照)などで明確にしておくことが重要です。



なお、技術の提供に係る取引審査にあたっては、業務上自社の従業員等に技術の提供をする場合であって、当該従業員等が特定類型に該当する場合、取引審査が必要となります。このため、技術の提供に

⁴⁰ 輸出者等遵守基準により、リスト規制貨物等を扱う輸出者等は、組織の代表者を輸出管理の責任者とする事、組織内の輸出管理体制を定めることなどを遵守する必要があります。

係る取引審査にあたっては、事前に特定類型の該当性の確認が求められます。従業員等を受け入れる際には特定類型該当性の自己申告を求めるほか、既に勤務している従業員については兼業等の報告状況を確認するなど、人事担当部門と連携した確認手続を推奨しています。

(2) 輸出管理に関わる担当部門

輸出担当部門

輸出担当部門は、貨物の輸出又は技術の提供に責任を持つ部門になります。製品等の販売による輸出の場合は営業部門になり、技術の提供や技術サンプルの輸出の場合には技術部門になるケースが一般的です。取引審査に必要な用途や需要者等について情報を収集し、用途・需要者等の確認を輸出管理部門とともに実施する部門になります。



該非判定部門

該非判定部門は、自社開発品等を該非判定する部門になります。また、社外からの購入品についても、購入先から入手した該非判定書等をもとに自社で該非判定を行う部門になります。輸出する貨物や提供する技術に詳しい知見を有する部門である必要があり、技術部門が担当になる場合が一般的です。



出荷部門

出荷部門は、貨物等の出荷確認及び輸出等の手配を行う部門になります。出荷に際して、規制されている貨物等が誤って輸出等されることを防止するために、同一性確認等の出荷管理を担当します。



輸出管理部門

輸出管理部門は、社内における輸出管理の司令塔となる部門で、輸出管理の運用ルールの作成・改廃、法令改正情報等の関係者への周知等の役割を持ちます。また、取引審査、取引の承認、経済産業省への許可申請（輸出担当部門が許可申請を行う場合もあります。）なども行います。また、人事担当部門と連携し、特定類型該当者の把握や情報管理、必要な部門への社内連絡を行う役割を担います。



中小企業の皆様へ

企業規模によっては、それぞれの担当を部門として組織できない場合があると思われます。ここでは、輸出管理に必要な実務をおこなう担当者等を明確にさせていただくことを目的としています。特に、第三章の輸出管理の実務で説明した手順を誰が行うかを明確にしておきましょう。

(3) 輸出管理体制における責任者の役割と選任

最高責任者

役割 | 輸出管理の最高責任者は、社内の輸出管理全体を統括し、企業として最終的な責任を負う。

選任 | 最高責任者としては組織を代表するもの、一般の企業であれば、代表取締役を最高責任者として定める必要があります。



該非判定の責任者

役割 | 該非判定の責任者は、リスト規制に該当するか否かの該非判定について最終的な責任を負う。

選任 | 業として輸出等を行うものは、該非判定の責任者を選任する必要があります。輸出する貨物又は提供する技術についての知識を持ち、法令に関して、精通しているものなどから選任されることが推奨されます。



取引審査の責任者

役割 | 取引審査の責任者は、該非判定や用途・需要者等確認をもとに取引を行うか否かの取引審査について最終的な責任を負う。

選任 | 取引の可否に関して、公正な判断を行う必要があるため、輸出担当部門（営業部門等）から独立して判断ができる立場であることが推奨されます。また、組織として取引の最終判断を行うため、取締役等の中から選任することが求められます。



ポイント

出荷管理の責任者

出荷管理の責任者の設置にかかる規定はありませんが、設置を推奨します。

役割 | 同一性等確認等の出荷管理について最終的な責任を負う。

選任 | 出荷管理において不備があるときは、直ちに出荷を止める権限等を有するものであることが求められます。



中小企業の皆様へ

それぞれの責任者を選任することが困難な場合には、代表取締役が最高責任者及び取引審査の責任者を兼任する、又は代表取締役が全ての責任者を兼任することも考えられます。組織として責任をもって実施することが重要です。

2. 輸出管理内部規程（CP）の策定

輸出管理内部規程（CP⁴¹）は、外為法等の関係法令を遵守し、法令違反を未然に防ぐための有効なツールです。

経済産業省は、輸出管理内部規程を策定し、それに基づいて輸出管理を行うことを推奨しています。なお、輸出者等は輸出者等遵守基準に従うことが義務付けられている一方で、輸出管理内部規程は法的な規制ではなく、自主管理を強化するための任意のものであります。



チェック

経済産業省への届出制度

輸出管理内部規程については、任意ではありますが、経済産業省への届出制度があります。当該届出は、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第9号）に基づき行っていただきますが、輸出者等遵守基準省令により努力義務として規定されている監査、教育（研修）、子会社への指導等及び文書管理については、届出企業として厳格な輸出管理を行っていただくため、これらについては、確実に実施していただく必要があります。

輸出管理内部規程を経済産業省へ届出を行い、経済産業省から輸出管理の実施内容が適切と判断された場合、以下のメリットがあります。

- ✚ 包括許可が取得可能になる。（「一般包括許可」は除く。）
- ✚ 経済産業省から制度改正等のメールが逐次配信される。
- ✚ 経済産業省のホームページに自主管理体制を整備した企業等として企業名が掲載される。（希望者のみ）

⁴¹ CP | Compliance Program

3. 最新法令等の周知及び指導

貨物の輸出及び技術の提供(輸出等)の業務に従事する者⁴²に対し、最新法令等の周知及び指導は、定期的に行うことが必要です。⁴³

例えば、輸出令等の規制対象貨物等の改正があれば、該非判定を見直す必要があり、外国ユーザーリストが改訂されれば、需要者等確認の際に最新のリストを使用する必要がありますので、最新法令等の情報を収集し、タイムリーに周知等を行います。



ポイント

周知・指導の方法

輸出管理担当者から、Eメールでの通知、書面での通知、社内定期ミーティング等での通知等が考えられます。

また、周知した内容を従事者が常に閲覧できる環境を作っておくことも必要です。さらに、社内で輸出管理のイントラネット等を作成している場合には、上記の通知に加えて、イントラネット等に掲示をしておくことも推奨されます。



4. 輸出等の業務に関わる子会社への指導等

子会社⁴⁴が、リスト規制品の輸出等の業務に関わる場合⁴⁵には、その子会社に業務を適正に実施させるため、指導、研修、子会社の業務体制及び業務内容の確認(以下「指導等」という。)を行う社内体制と手続を定め、定期的(例えば1回/年)に子会社に対する指導等を行うよう努めてください。この際、その子会社に扱わせる輸出等の取引量や性質、仕向地等を踏まえて実施内容を変えることにより、総じて適正かつ効果的な輸出管理となるよう工夫してください。

ポイント

「指導等」の具体的な内容

指導： 最新の法令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導(改善の指導を含む。)

研修： 輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修

業務体制及び内容の確認： 当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査、又は当該子会社が実施した監査等の結果の検査・確認等

⁴² 輸出等の業務に従事する者 | 輸出管理に関連する業務を行うすべての者になります。つまり、輸出管理の実務において関わるすべての部門が対象になります。(例 | 輸出部門である営業部門、該非判定を行う技術部門、出荷を担当する出荷部門、輸出管理部門等)

⁴³ 輸出者等遵守基準により、業として輸出等を行う者は、輸出等の業務に従事する者に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知、その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うことを遵守する必要があります。

⁴⁴ 輸出者等遵守基準省令における子会社は、会社法第二条第三号に規定する子会社のことをいいます。

⁴⁵ 子会社が、輸出者等の行う輸出等の管理に係る業務を全く実施しない場合、当該子会社は対象外です。一方、例えば、用途確認のための事前審査を実施している場合、その子会社は対象です。

5. 違反時の報告及び再発防止策

関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに輸出管理の最高責任者(代表取締役等)に報告し、遅滞なく経済産業省へ報告することが必要です。また、違反が発生した場合には、再発防止のために必要な措置を講ずる必要があります。



(1) 最高責任者への報告

リスト規制品等の許可が必要な貨物等を無許可で輸出等をした場合等、法令に違反した場合又は違反したおそれがある場合には、速やかに、輸出管理の最高責任者へ報告してください。



(2) 経済産業省への報告

最高責任者への報告後、遅滞なく、経済産業省に報告してください。⁴⁶

経済産業省では、報告内容を確認後、違反が明らかとなった場合、事後審査を行います。その際は、経済産業省の指示に従って、違反案件についての資料を提出していただくことになります。



(3) 再発防止策の策定

経済産業省へ報告した後、再発防止策を策定し、無許可輸出等の再発防止に向けての対策に取り組んでいただきます。



チェック

経済産業省による事後審査

事後審査の目的は、「事実関係の解明」と「再発防止」です。事実関係の解明の結果、違反原因、実際の用途及び事後審査に対する協力の程度等を考慮の上、刑事罰、行政制裁、警告及び経緯書又は報告書の提出等の処分・対応が行われることがあります。

⁴⁶ 報告先 | 経済産業省安全保障貿易検査官室(TEL:03-3501-2841) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/violation00.html>

II. 体制維持管理のための取組み

輸出管理を適切に運用し、維持するためには、「教育(研修)」、「監査」及び「文書保存」の実施が重要です。組織内での輸出管理に対する意識を向上・維持させ、輸出管理の運用状況を定期的にチェックし、また、輸出管理を適切に実施した証跡である輸出関連書類等を一定期間保存するよう努めてください。⁴⁷

1. 教育（研修）

輸出管理の必要性と重要性等を理解させ、輸出管理を確実に実施するために、教育は重要です。輸出管理に関わるすべての役員及び従業員に対して、計画的に教育を行うよう努めてください。



項目	説明
対象者	役員、幹部社員、管理職、実務従事者、転入者、新人社員を含めた全員
頻度	年に1回以上
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 一般教育 基礎的な輸出管理の知識を習得させるためのもの ✚ 実務教育 社内での輸出管理業務の手続・運用に関して習熟させ、適切に実施させるためのもの <p>(※)対象者の必要性により、教育内容を考慮して実施するようにしてください。</p>
テキスト	<p>自社に適したテキストを自社で作成していただくことを推奨いたしますが、基礎的知識の習得のためのテキストとしては、経済産業省の説明会資料等を活用することも可能です。</p> <p>(経済産業省 HP https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer_document3.html)</p>
方法	<p>講義方式の集合教育、オンラインによるWeb教育、Eラーニング等が考えられます。また、対象者を限定した階層別教育を行うことも考えられます。</p>
記録	<p>教育を実施した場合には、教育記録を作成し、保管しておくようにしてください。</p> <p>[教育記録項目例 教育実施日時、教育方法、講師名、受講者名]</p>

⁴⁷ 輸出者等遵守基準により、リスト規制貨物等を扱う輸出者等は、「教育(研修)」「監査」「文書保存」に努めることが求められています。

2. 監査

監査は、社内において、法令に基づき輸出管理が適切に実施されていることをチェックするためのもので、適切な監査により、法令違反が発見されることもあり、また体制改善のツールとしても活用でき、輸出管理にとって極めて重要です。そのため、輸出管理の運用状況確認のための監査を定期的に行うよう努めてください。

チェック!!



項目	説明
対象部門	監査の対象は、輸出管理に関連する全ての部門となります。 [対象 営業部門、技術部門、製造部門、出荷部門、輸出管理部門など]
実施部門	監査を実施する部門は、事業の規模等の事情により変わります。 [例 監査部門、輸出管理部門、最高責任者など] (※) 監査部門が実施する場合には、監査人が輸出管理についての知識を習得しておくようにしてください。輸出管理部門が実施する場合、輸出管理部門を対象とした監査については、他の部門(管理部門等)に監査を依頼する等の工夫が必要です。
監査の頻度	年1回以上 (※) 監査の対象期間は、前回の監査期間と隙間のないように継続的に実施するようにしてください。
実施方法	輸出管理の各項目について、法令に則って確実に実施されていたか否かをチェックします。 [監査項目 輸出管理体制、該非判定、取引審査、出荷管理、教育、文書管理] (※) 監査チェックリスト等を作成し、監査項目において漏れがないように実施することも有効です。 なお、監査チェックリスト等の監査項目の詳細については、各社の状況に応じ作成してください。 添付:「⑧監査チェックリスト[概略版]」
監査報告	監査の実施後は、監査人は速やかに監査報告書を作成して、最高責任者に報告することが必要です。法令違反が発覚した場合、経済産業省へ報告する必要があります。
改善・是正措置	監査において、改善・是正が必要な項目がある場合には、監査人は担当部門に是正の措置を依頼し、対象部門は指示に従って是正をおこなう必要があります。

中小企業の皆様へ

監査は企業にとって重要ですが、企業規模によっては、輸出の監査を専門に実施できる環境を整備することが困難な場合も考えられます。例えば、輸出管理で求められている項目を列挙した「⑧監査チェックリスト[概略版]」を作成し、最高責任者や輸出管理担当者が輸出管理の運用をチェックする方法もあります。

3. 文書管理

適切に管理!



違反発覚時や監査の際に、輸出等において輸出管理が適切に実施されていることを実証するために、輸出管理に関わる輸出関係書類等の文書又はその記録媒体を保存しておくよう努めてください。

項目	説明
保存書類 (輸出関係書類等)	輸出関係書類等とは、引合い等から出荷・船積み又は技術の提供までの一連の関係書類のすべてを指します。
	相手先から入手書類 契約書、注文書、輸出依頼文書、 返品承認書(RMA)、打合せ議事録等
	社内審査手続き書類 該非判定、用途・需要者等の確認を含む取引審査等の書類 (特定類型該当性の確認に係る書類を含む。)
	輸出通関書類 インボイス、輸出許可証、輸出許可通知書、 船荷証券(B/L)、航空運送状(AWB)等
文書保存期間	<p>貨物の輸出又は技術の提供日から</p> <ul style="list-style-type: none"> ✚ 武器及び大量破壊兵器等関連(輸出令別表第1及び外為令別表の1項~4項)のものは、少なくとも7年間 ✚ 通常兵器関連等(輸出令別表第1及び外為令別表の5項~16項)のものは、少なくとも5年間 <p>※採用時の誓約書等、従業員等の特定類型該当性を確認した記録については、該当の有無にかかわらず、これら従業員等への規制技術の提供が見込まれる期間は適切に保存することが望ましい。</p>
保存方法	<p>紙媒体の原本以外に電子ファイルでの記録媒体での保存方法もあります。</p> <p>保管部門及び保管場所については、保存期間中に文書が紛失しないように、また、文書を容易に閲覧できるように定めておくことが重要です。</p>

問い合わせ窓口

安全保障貿易管理政策全般や HP への意見、外国ユーザーリストに関する質問

経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易管理政策課 | Tel 03-3501-2863

安全保障貿易管理制度概要や法令解釈に関する質問

経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易管理課 | Tel 03-3501-2800

一般的な相談窓口(輸出/役務取引許可申請等に係る申請手続は除く) :bz1-qqfcbh@meti.go.jp

みなし輸出(特定類型該当性やその確認手続)に係る相談窓口: bz1-minashi-QA@meti.go.jp

リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈や申請手続等に関する質問

経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易審査課 | Tel 03-3501-2801

リスト規制に関する相談窓口(みなし輸出の許可申請を含む) :bz1-qqfcbf@meti.go.jp

キャッチオール規制に関する相談窓口 :bz1-anposhinsa-catchall@meti.go.jp

違反の通報、輸出者等遵守基準・輸出管理内部規程(CP)に関する質問

経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易検査官室 | Tel 03-3501-2841

bz1-qqfcbh@meti.go.jp

※メールアドレスを併記している部署に対しましては、原則メールでのお問い合わせをお願い致します。
ご不便をお掛け致しますが、ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

安全保障貿易管理ホームページ

経済産業省の安全保障貿易管理 HP では、安全保障貿易管理制度の概要、貨物の輸出や技術の提供に係る許可申請の手順、その他最新の法令情報、説明会の開催情報等を紹介しています。

TOP ページ (新着情報、改正情報等)

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

安全保障貿易管理の概要

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/gaiyou.html>

Q&A

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>

みなし輸出管理の運用明確化について

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo07.html>

許可申請に関すること

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/apply01.html>



【経済産業省 HP】
安全保障貿易管理
TOP ページ

安全保障貿易管理



説明会等の開催情報

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminar00.html>

別添資料

別添 1 | 輸出管理手続の実務マニュアルの例

本ガイダンスの内容(輸出管理の方法や手順)を、実務に沿って説明しています。

別添 2 | 具体的な該非判定の事例

別添 3 | 輸出管理用語集

別添 4 | 帳票

- ① 該非判定書
- ② 用途チェックリスト
- ③ 需要者チェックリスト
- ④ 明らかガイドラインシート
- ⑤ 取引審査票
- ⑥ 出荷チェックリスト
- ⑦ 担当部門及び責任者一覧
- ⑧ 監査チェックリスト [概略版]

別添 5 - 1 | 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

別添 5 - 2 | 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

別添 6 | 特定類型該当性確認のための簡易 Y E S / N O チャート



安全保障貿易管理ガイドンス [入門編] に関するお問い合わせ先

窓口 | 経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易検査官室

T e l | 03-3501-2841

Mail | bzl-outreach-info@meti.go.jp

中小企業等アウトリーチ事業のご案内

説明会及び相談会の開催、輸出管理体制構築支援を実施しています。
すべて無料で実施していますので、是非ともご利用ください。

窓口 | 経済産業省 中小企業等アウトリーチ事業担当

Mail | bzl-outreach-info@meti.go.jp

URL | <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/chusho.html>

中小企業 アウトリーチ



中小企業のお悩み解決！



【経済産業省 HP】
中小企業等アウトリーチ
事業関連ページ